

福山市災害関連地域防災崖崩れ対策事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、激甚災害に伴い崖地において発生した崩壊等による災害から市民の生命を保護するため、崖崩れ対策工事等必要な措置を講じ、もって民生の安定を図ることを目的として実施する福山市災害関連地域防災崖崩れ対策事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「崖地」とは、傾斜度が30度以上である土地をいう。

2 この要綱において、「激甚災害」とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により激甚災害と指定され、かつ、同法第3条及び第4条若しくは第5条の規定による措置の適用が講じられるか、又は講じられることが確実である災害をいう。

3 この要綱において「事業費」とは、事業実施に必要な本工事費及び附帯工事費をいう。

4 この要綱において「受益者」とは、分担金事項届出書（様式第1号）の届出人（事業の実施により特に利益を受ける土地所有者等）をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、地上権等を有する者と当該土地の所有者との協議により地上権等を有する者を受益者と定めた場合は、その定めた者をいう。

(対象事業)

第3条 対象となる事業は、激甚災害に伴い発生した崖崩れ対策について、激甚災害と指定された日からおおむね14日以内に要望書（参考様式2）の提出があり、次項各号の全てに該当し、広島県急傾斜地崩壊対策事業補助金交付要綱に定める「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業」として採択され、予算の範囲内において市が実施する事業とする。

2 実施要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 原則、崖地の高さが5メートル以上の自然崖であること。
- (2) 激甚災害に指定された災害により発生した崖崩れであること。
- (3) 広島県知事が急傾斜地崩壊危険区域として指定する区域内であること。
- (4) 福山市地域防災計画に危険箇所として記載され、又は記載されることが確実で

ある崖地であること。

- (5) 人家2戸以上又は公共的建物に対して倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所において実施する直接人命保護を目的とした崩壊防止工事であること。
- (6) 1箇所の事業費が600万円以上であること。
- (7) 事業に関係する地権者、受益者その他全ての事業関係人（以下「事業関係人」という。）の施工同意書（様式第2号）が提出されていること。
- (8) 事業関係人に対し、事業に伴う物件移転補償のない旨の了承を得られていること。

（要望に対する回答）

第4条 市長は、前条第1項の要望書の提出があったときは、現地確認等を行い、回答書（様式第3号）により回答する。

（事業実施の決定）

（要望の取下げ）

第5条 要望者は、事業実施の決定前に第3条第1項の要望を取り下げたいときは、要望取下書（参考様式4）を提出することとする。

第6条 市長は、事業実施の可否を決定したときは、要望者（代表）に事業実施等決定通知書（様式第4号）を送付する。

（受益者の代表者）

（規則第2条関係）

第7条 受益者は、受益者の中から代表者（以下「代表者」という。）を定め、分担金事項届出書（様式第1号）により、事業実施決定を知った日から10日以内に市長に届け出るものとする。

2 代表者は、事業関係人の代表者も兼ねるものとする。

3 受益者は、代表者の変更があったときは、変更があった日から10日以内に分担金事項変更届出書（様式第1号の2）により市長に届け出るものとする。

（受益者の変更）

（規則第6条関係）

第8条 受益者に変更があったときは、代表者及び当該変更に係る受益者の一方又は双方が、受益者異動届出書（様式第5号）により市長に届け出るものとする。

2 新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。

（事業用地）

第9条 市が、事業により構造物を設置及びこれを管理するために必要な土地は、その土

地の所有者と使用貸借契約（無償）を締結するものとする。

- 2 前項の土地は、代表者の責任において確保するものとする。
- 3 原則、土地の境界が確定していない場合、相続未登記、真実の権利者がいる場合等により、土地所有者と市が使用貸借契約（無償）を締結できないときは、事業を実施しないものとする。
- 4 事業完了後の事業用地の日常的な維持管理は、土地所有者が行うものとする。

（分担金の額）

（条例第4条関係）

第10条 分担金の総額は、事業費に100分の5を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、分担金の総額は、50万円を上限とする。

- 2 各受益者が負担する分担金の額は、前項に規定する分担金の総額に各受益者の受益の割合（規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出られた割合をいう。）を乗じて得た額とする。
- 3 受益者は、前項の各受益者の受益の割合を変更するときは、遅滞なく分担金事項変更届出書（様式第1号の2）により市長に届け出るものとする。ただし、既に納入された分担金がある場合には、変更できないものとする。

（分担金の徴収方法）

（条例第5条、規則第3条関係）

第11条 分担金は、福山市崖崩れ対策事業等分担金徴収条例（平成30年条例第57号）の定めるところにより徴収する。

- 2 分担金は、事業が施行される年度ごとに当該年度の事業費により算定し、徴収する。
- 3 前項の規定により算定した分担金は、その総額を代表者から徴収することができる。
- 4 市長は、第2項の規定により分担金の額を算定したときは、分担金事項届出書で届け出た分担金納入者に分担金決定通知書（様式第6号）及び納入通知書を送付する。
- 5 納入期日は、納入通知書を発送した日から20日以内とする。
- 6 市長は、分担金の総額が納入されないときは、事業を実施しないものとし、既に納入された分担金については、速やかに返金を行う。

（分担金の精算）

（条例第5条関係）

第12条 市長は、分担金の精算の結果、過不足を生じたときは、分担金精算書（様式第7号）により通知し、これを還付し、又は追徴する。

（分担金の減免）

（条例第6条関係）

第13条 この要綱において、福山市崖崩れ対策事業等分担金徴収条例（平成30年条例第57号）第6条に定める災害その他やむを得ない理由により特に必要があると認める
とき及び減免の内容は、別表のとおりとする。

2 減免は、分担金の総額に対して行い、前項の減免を受けようとする代表者は、分担金減免申請書（様式第9号）に、その理由を証明する書類を添えて、分担金決定通知書を受け取った日から10日以内に申請するものとする。

3 市長は、分担金の減免を決定したときは、代表者に分担金減免承認（不承認）決定通知書（様式第10号）を送付する。

（事業の中止）

第14条 市長は、事業が中止となったときは、代表者に事業中止決定通知書（様式第8号）を送付する。

2 市長は、前項の場合において、工事が未着手のときは、分担金の全額を返金し、一部着手のときは、それまでの事業費から分担金を精算するものとする。

3 市長は、前項の精算については、受益者に分担金精算書（様式第7号）により通知し、これを還付し、又は追徴する。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、2019年（令和元年）5月17日から施行する。

附則

この要綱は、2022年（令和4年）3月7日から施行する。

別表（第13条関係）

対象	減免内容
激甚災害に伴い発生した崖崩れにより、事業用地に居住する家屋が半壊以上の被害を受け、そのことをり災証明書により確認できる受益者がいるとき	免除